

県「緊急事態宣言」解除に伴う確認事項と感染拡大防止の取組について

県独自の「緊急事態宣言」は解除されましたが、「外出自粛と飲食店への時短等は要請しないが、基本的に今までの要請（会食制限、県外との往来自粛等）を継続し、警戒を維持」する「感染拡大緊急警報」は出ています。決して安全宣言ではありませんので、引き続き、マスクの着用、外出時の感染防止対策の徹底、受験等やむを得ない場合をのぞき、県外との往来は原則控える、少しでも体調に異変のある場合は、すぐに身近な医療機関の受診をといった行動実践をお願いします。

「もしかしたら、自分が感染しているかも。」という危機感を常に持っておき、学校の行き帰りを含め、休日の行動については、できるだけ不要不急の外出を避け、自分が、大切な家族や友人にうつさない。という思いをもった行動をお願いします。

2月5日に県教育委員会から、今後の運動・文化部活動の他校との交流について、当面の間、

○ 県内において、県内他校との交流（合同練習や対外試合）を行うことができる。

（令和2年7月22日付け文書「第2段階」）

なお、県内の医療提供体制のひっ迫は続いており、県外においては部活動での集団感染が複数発生していること等から他校との交流については慎重に判断すること。

○ 県外他校との交流（合同練習や対外試合）や宿泊を伴う活動は行わないこと。
との通知が発出されました。

今後、県内他校との交流は可能になりますが、引き続き感染防止対策の徹底が必要ですので、本校では、下記の【具体的な確認事項】の各項目をもとに、十分に配慮した活動を行います。

生徒・保護者で十分に確認していただき、その上で部活動への参加についてご検討ください。感染への不安などがある場合は、その旨を部顧問にお伝えいただき、参加を控えてください。

【具体的な確認事項】

※1/20付県教育委員会からの通知より

- **健康状態の確認の徹底**……活動前の健康状態（発熱等の風邪症状の有無等）の確認を徹底すること。また、生徒本人はもちろんのこと、家族に体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は、部活動の参加を見合わせる。その際、保護者への理解を十分に得ておくこと。
- **手洗いの徹底**……活動の開始前や終了後だけでなく、活動の間にもこまめに行うこと。
- **飛沫感染の防止対策**……場面に応じて活動中もマスクを着用すること。なお、マスクを外す場合には、生徒同士が近距離で大声を出す活動等を控えさせるなど、飛沫感染の防止を徹底すること。
- **共有する用具等の消毒**……器具やボール等、複数の生徒が共有する用具のこまめな消毒を行うこと。
- **タオル等の貸し借りの禁止**……水分補給用のボトルやコップ、タオル等は、個人使用とし、貸し借りや共有をしないこと。
- **屋内の換気の徹底**……屋内での活動については、扇風機等を活用するなど、換気を十分に行うこと。
- **密集を避ける行動**……部室や更衣室等、狭い空間を使用する場合には、短時間の使用とし、密集を避けること。
- **対面での食事の禁止**……食事をする場合には、対面を避けるとともに座席間隔を空け、会話を控えること。なお、食事後の歓談時には、必ずマスクを着用すること。さらに部活動終了後、生徒同士で食事をすることを特に控えること。

【一時的な活動制限の検討】

- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された部活動における感染リスクの高い活動について、一時的に活動を制限することもあるので十分に留意すること。
 - ① 生徒同士が組み合うことが主体となる活動
 - ② 身体接触を伴う活動
 - ③ 大きな発声や激しい呼吸を伴う活動

この確認事項は、部活動時に限らず、学校生活全般において注意すべきこととなります。全員で、本校において感染を拡げないための行動をとりましょう。